



様式第2号 (第3条関係)

互理町指令第384号

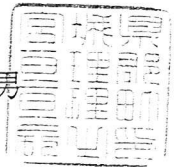
## 一般廃棄物処理業許可証

申請者 住所 岩沼市小川字上河原37番  
氏名 有限会社アースクリーン・ネットワーク  
代表取締役 渡邊 学

平成24年 6月 6日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり許可する。

平成24年 6月20日

互理町長 齋藤 邦 男



1 営業の種類	燃えるごみ、資源ごみ、粗大ごみの収集及び運搬
2 許可の期間	平成24年 6月20日 ~ 平成26年 6月19日
3 営業区域	互理町全域
4 搬入先又は処分先	互理名取共立衛生処理組合 互理清掃センター
指示事項	
1 業務にあたっては、互理町一般廃棄物の処理計画の方針に従い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び互理町廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守すること。	
2 前1号の条件に違反した場合は、許可を取り消すことがある。	
3 業務を受託した場合、一般廃棄物処理業務実績報告書を四半期（4、5、6月分を7月、7、8、9月分を10月、10、11、12月分を1月、1、2、3月分を4月）ごとに提出のこと。	